

財務書類

令和 5 年度決算 財務書類を公表します

財務書類とは、「その年にどのような収入があり、それをどのように使ったのか」といった現金の動きだけでなく、「市が整備してきた資産や借入金などの負債がどれだけあるのか」といった資産の情報や、「行政サービスを提供するためにどれくらいの費用がかかり、それをどのように賄っているのか」といった収支の情報を明らかにするものです。

資産や負債の状況を表す「貸借対照表」と、行政サービスにかかった費用を表す「行政コスト計算書」を説明します。

詳しい財務書類は、市ホームページで公表しています。



▼連結している会計の範囲

市の会計	市に関する会計
・一般会計 ・国民健康保険特別会計 ・介護保険特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計	・彩の国さいたま人づくり広域連合 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合 ・埼玉県市町村総合事務組合 ・入間東部地区事務組合 ・入間東部福祉会

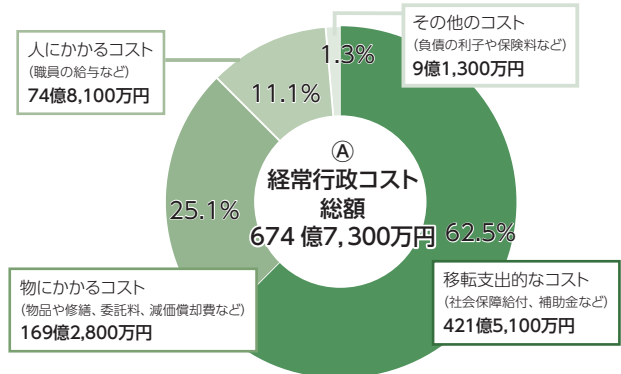
貸借対照表(バランスシート)

市が保有する土地、建物、現金預金、基金などの資産と、その資産の形成に使った財源(負債・純資産)を表しています。負債は、今後の支払義務があるため、将来世代の負担を意味します。純資産は、これまでに皆さんが納めた税金や行政活動によって得られた収益または費用が蓄積されたもので、過去または現世代の負担を意味します。

資産の部 (これまで積み上げてきた財産)	負債の部 (将来世代の負担)
1.有形固定資産 1,502 億 3,800 万円 (庁舎、保育所、学校、図書館、体育館などの事業用資産、道路、公園、上下水道などのインフラ資産および物品)	1. 固定負債 544億9, 400万円 (債務の返済期限が翌々年度以降のものなど)
2. 無形固定資産 13 億3, 000万円 (所有するシステムやソフトウェアなど)	2. 流動負債 74億3, 900万円 (債務の返済期限が翌年度のものなど)
3. 投資その他の資産112億8,500万円 (出資金や貸付金、特定目的基金など)	負債合計 ①619億3, 200万円
4. 流動資産 180 億6, 000万円 (現金預金、財政調整基金、減債基金など)	純資産の部 (過去または現世代の負担)
資産合計 1, 809億1, 300万円	純資産合計 ②1, 189億8, 100万円
	負債および純資産合計 ①+② 1, 809億1, 300万円

行政コスト計算書

令和 5 年度に市が提供した行政サービスのうち、大きな比重を占める人的サービスや給付サービス(福祉事業やごみの収集)などの資産形成につながらない行政サービスにかかったコストを表しています。現金の支出を伴わない減価償却費などのコストも含み、普通建設事業費などの資産形成につながるコストや借金の元金返済額は含みません。



⑧経常収益(行政サービスなどの利用による使用料・手数料など) … 45億8,700万円
⑨純経常行政コスト(⑧-⑦) … 628億8,700万円

※各項目の金額は、百万円未満を四捨五入しているため、積み上げた合計額と一致しないことがあります。

分析指標

世代間負担比率	歳入額対資産比率	有形固定資産減価償却率
過去および現世代負担比率(純資産比率) 65. 8%(64. 9%) 「純資産合計÷資産合計×100」 将来世代負担比率 19.1%(18.9%) 「地方債残高(※1)÷有形・無形固定資産合計×100」 ※1=地方債残高から減税補填債、臨時財政対策債を控除した残高:288億8, 000万円 市が保有している資産の形成にあたり、これまでの世代が負担した割合と将来世代が負担する割合を示しています。地方債残高が大きいです。市民の皆さんの負担が少ない合併特例債などを活用して公共施設の整備を進めているためです。	2.1年(2.2年) 「資産合計÷歳入総額(※2)」 ※2=歳入総額: 876億2,000万円 形成された資産が歳入の何年分に相当するかを示しているものであり、この年数が多いほど公共施設の整備が進んでいると考えられますが、反面、維持管理費が多く発生することが見込まれます。	51.1%(52.3%) 「減価償却累計額(※3)÷(有形固定資産合計-土地などの非償却資産(※4)+減価償却累計額)×100」 ※3=減価償却累計額: 736億6,900万円 ※4=土地などの非償却資産: 796億5,800万円 耐用年数に対して資産を取得してからどの程度経過しているかを把握することができるものであり、100%に近いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。

※()内は令和4年度の数値です。

問合せ●財政課(TEL049・262・9004)

選挙

一部の地域で投票所が変わります

選挙管理委員会では、投票所の現状を踏まえ、投票環境の向上を図るために投票区と投票所を見直しました。

令和 7 年 7 月 28 日任期満了の参議院議員通常選挙(令和 7 年 2 月 3 日以降に初めて行われる選挙)から一部の地区で投票所が変わります。

※右表の「変更となる地区名」に記載がない人は投票所の変更はありません。

※投票区が変更になる人には、6月ごろにお知らせを郵送します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▼変更する地区名と変更後の投票所

変更前		変更となる地区名	変更後	
投票区	投票所		投票区	投票所
7 区	霞ヶ丘団地集会所	霞ヶ丘 1 丁目 5 番	8 区	介護予防センター(霞ヶ丘 1・5・1)
8 区	西地区集会所	西 1・2 丁目 上福岡 6 丁目		
9 区	上福岡四丁目集会所	上福岡 5 丁目		
12 区	丸山集会所	丸山	12 区	亀久保小学校体育館(ふじみ野 2・22・1)
17 区	ふじみ野会館	南台 2 丁目	9 区	上福岡四丁目集会所(上福岡 4・6・20)
		鶴ヶ舞 1・2 丁目	12 区	亀久保小学校体育館(ふじみ野 2・22・1)
		東久保 1 丁目 ふじみ野 1～4 丁目		
19 区	苗間会館	苗間 1 丁目	17 区	産業文化センター(うれし野 2・10・48)
24 区	東原小学校体育館	うれし野 2 丁目 市沢 1・2 丁目		

問合せ●選挙管理委員会(TEL049・262・9006)

選挙

投票立会人をやってみませんか

選挙管理委員会では、投票日当日や期日前投票における投票立会人を募集しています。投票立会人とは、投票事務の公正を確保するために公益代表として投票事務に立ち会う重要な役割を果たす人で、原則として18歳以上の選挙権を持つ人なら、投票区を問わず誰でもなることができます。公平・公正な選挙のため、ぜひご協力ください。

対象 市内に住所を有し、市の選挙人名簿に登録されている人

申込方法 ウェブフォームで申し込むか、投票立会人登録申込書に必要事項を記入し選挙管理委員会の窓口へ持参か郵送(〒356・8501 福岡1・1・1)で申し込む

※立会人は、選挙ごとに日程調整し、選任するため、必ずしも登録者全員にご連絡できるとは限りません。

※すでに登録の申し込みをした人は改めて申し込みの必要はありません。



	当日投票立会人	期日前投票立会人
立会日	投票日	選挙期日の告示(公示)日の翌日から投票日の前日までの間の指定日
時間	1 日: 午前 7 時～午後 8 時 午前: 午前 7 時～午後 1 時 30 分 午後: 午後 1 時 30 分～8 時	1 日: 午前 8 時 30 分～午後 8 時 午前: 午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分 午後: 午後 2 時 15 分～8 時
場所	各投票所	市役所本庁舎および大井総合支所
報酬	1 日: 12,100 円 半日: 6,050 円	1 日: 9,600 円 半日: 4,800 円

投票立会人の主な役割

- ・投票が始まる前に投票箱の中に何も入っていないことを確認するなど、投票手続き全般に立ち会う
- ・代理投票補助者の選任などについて投票管理者に対し意見を述べる

問合せ●選挙管理委員会(TEL049・262・9006)